

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和4年10月19日(水)
- 2 開会日時及び場所
令和4年10月19日(水) 午後1時45分
防府市役所1号館3階 南北会議室
- 3 閉会日時 令和4年10月19日(水) 午後3時25分
- 4 委員氏名

(1)出席者(17名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)中山 博祐 (4番)関谷 芳広
(5番)木原 伸二 (6番)倉重 俊則 (7番)小山 巽 (9番)光井 憲治
(10番)吉本 典正 (11番)池田 寛 (12番)石田 卓成 (13番)熊安 悦子
(14番)末廣 儀久 (15番)林 孝志 (16番)原田 道昭 (17番)藤井 伸昌
(18番)横木 勉

(2)欠席者(1名)

(8番)田村 正信

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	國本 勝也
” 事務局長補佐	山口 佐貴子
” 農地振興係長	矢石 芙葉
” 書 記	福田 謙一郎
” 書 記	高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第55号 令和5年度防府市農業施策等に関する意見書

報告第66号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第67号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第68号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第69号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第70号 農地法施行規則該当転用届について

報告第71号 現況証明書の発行について

報告第72号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

11番 池田 寛委員

12番 石田 卓成委員

午後 1 時45分開会

○事務局 皆さんこんにちは。ただいまから令和4年10月の月例総会を開催いたします。

本日は、8番田村委員が欠席でございます。

過半数の委員が御出席ですので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶いただいた後、議長として議事進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。秋作業もほぼ、ほとんどの方が終えられたんじゃないかなっていうふうに思います。

新聞報道にもありますように、今年の山口県の作況指数は104%ということで、例年よりかなり、やや良というような感じです。104%ということは、山口県では1反当たり530kgぐらいですかね。530kgぐらいの平均収量になる見込みです。

値段のほうも少し上向きつつありますので、これ、今までよりは少しは、もうこれ以上は悪くならないなというような状況だと思います。

これから、皆さんが農業を続けていただくために、いろいろな施策も打っていかなくちゃいけませんし、市、JAのほうにも引き続き要望していきたいというふうに思います。後ほど建議の検討もしていただきますけれども、ぜひ、そのときにまた御意見を頂ければというふうに思います。

利用状況調査に御協力ありがとうございました。暑い中、大変感謝しておるところでございます。引き続き、今後の意向調査に向けて御協力をお願いしたいというふうに思っております。

また、市と県の補助についてですが、締切りが10月31日というふうになっております。現状を見てみますと、JA調べで、肥料高騰対策に申請されておられる方が、農家が580件ぐらいということです。

機械のほうの申請が、これは認定農業者に限るということなんですけれども、現在まだ25件ということですので、皆さん十分御存じだと思いますけれども、引き続き皆さんにお知らせいただければというふうに思います。

また、私が聞いている範囲で、肥料につきましても、機械につきましても、県の補助の半分、一反1,000円というところまでは御認識されておるようですけれども、それに上乗せ、市の部分が1,000円、JAと4分の1というところまで御理解いただけていない農家が多いように感じますので、ぜひ、そのようなところも機会がありましたら、お知らせ願えればありがたいというふうに思っておりますので。

認定農業者につきましては、今年度末まで認定の申請をしていただければ、今回の補助の対象になりますので、現在、認定農業者でない方も、ぜひ今回申請していただいて、本年度末までに認定農業者になる手続きを進めていただければ権利がありますので、その辺のところも、ぜひお伝え願えればというふうに思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、総会のほうに入っていきたいと思います。

本日の議事録署名委員さんは、11番の池田委員さん、12番の石田委員さんです。よろしくお願いいたします。

それでは、議案審議に入っていきたいと思います。

議案第52号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明いたします。

議案書は1ページ、資料も1ページからです。

議案第52号農地法第3条の規定による許可申請についてです。

3件あり、目的については、全て所有権の移転です。

譲渡理由については、耕作困難が3件で、譲受理由は、耕作規模拡大が2件、新規就農が1件となります。

別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○4番 4番の関谷です。

議案第52号の1は、所有権移転の許可案件です。

申請地は、富海の中山間地域にある――地区の2筆約22aの農地になります。

位置的に言うと、――との境に――つてありますけど、それを下った辺りの集落に当たります。

現地確認及び譲受人の聞き取り調査を10月13日、――在住の譲渡人には、翌10月14日に電話で確認を取っております。

それによりますと、譲受人、――は現在――歳で、葉物野菜を主体に有機栽培を実践されている――です。夫婦2人で営農に従事されていまして、近所でも評判の働き者の夫婦ということでございます。

一方、譲渡人の——ですが、こちらは—歳と高齢ということと、——在住ということで、将来的に富海に帰ってきて営農ができないということで、今回、かねてから懇意であった——のほうに後を託したいという意向です。

ちなみに、——の自宅、農業用倉庫は、——から譲渡された土地とのことです。申請地は、その住宅の隣接に当たりますので、仮に今回の移転が許可になれば、利便性の面からも最適の条件だと考えます。

また、営農計画書に記載のある内容につきましては、全て偽りもなく問題ないものと考えています。

併せて、農地法第3条第2項各号における許可要件についても全てクリアされていますので、問題ないものと考えております。

農地集積を考える面からも、認定農業者である譲受人に譲渡されるっていうことは望ましいというふうに地元委員としても考えておりますので、何とぞよろしく御審議のほどお願いします。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○7番 7番、小山です。

今まで、これ出てきていなかったんですけども、今回の様式改正によって経営面積っていうのが出ております。

それによると、自作の1,295m²というのがありまして、貸付けはこのまま今回、譲受人がお借りになるようですけども。残りの1,295m²のうち売られるのは1,144m²ということで、約150m²が残ってしまうわけです。これについては、譲渡人から何か聞いておられるんですか。

○4番 4番、関谷です。

この差分については、ちょっと確認は取れていないんですが、コロナ禍前は、月に複数回希望されて営農管理されておられた方らしいんです、——という方が。ちょっと、その150m²については、何かその、この残りっていうのが畑か田んぼかというのは分からないんですが。そこは、ちょっと確認してみないと分かりません。

○7番 私も、推進委員と農業委員とで、もう5年ばかりやっておりますけれども。こういう150m²が残るというのは、後、非常に困る問題があるんじゃないかと思うんです。

これ、ちょっと、事務局のほうで150m²どこにあるんだということで確認をしたら、譲渡人の自宅があったそばの畑だそうです。どちらが強いんか分かりませんが、強いというのが、譲渡人が強いのか、譲受人が強いのか、ちょっと今のお話でいくと、譲渡人が譲受人にお願い

したというような状況にあるようですから、難しいのかもしれませんが。

できることであれば、こういう機会に150m²も併せて買っていただくというようなことがあってもいいんじゃないかと。残ってしまうと、いずれもう保全管理できなくなって、どうしようもなくなる。

何か事務局によれば、もう自宅は取り壊されているということですから、空き家バンクに入れて、空き家バンクによって処理するということも難しいわけですから。何かその辺、ひと工夫あってもいいんじゃないかというふうに思って、一言言わせてもらいました。

○藤井会長 今回の件について、皆さん何か御意見ございますか。どうぞ。

○12番 じゃあ、12番、石田です。

本当は引き取ってもらえればいいんでしょうけど、どの程度、離れているか分からないんですけど、隣でその隣接する農地で引き取ってくれる方がいらっしゃれば、そっちのほうがいいのかなと。私なんかも月に——ぐらいで引き受けていますけど、あちこち飛ぶとなかなか大変なんで、管理も。本当は、隣を作っている人がちょっとついでにもう1枚引き受けてあげようと。

こうやって農地残って、代理貸付けですかいね、相続放棄もできるように、その金額も決まったら、この前、法務局のほうから説明があったんですけど。手放すのにも1反当たり100万円ぐらいかかったりとか、相当な逆ざやというか、そんなが発生するんで、本当、皆さん困られるだろうな。できれば隣の人が引き取っていただけるのが一番いいのかなと。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 私としてもこの際、その残りの農地も、何らかの形でちゃんと処理できれば一番いいんじゃないかなというふうに思っておりますけれども。

事務局は現地、見られておるんですかね、その残りの土地の状況も確認されておるんですか。

○事務局 現地確認は、議案の案件だけしかしておりませんで、残っているところは見ていないですが、GISで確認はしております。

○藤井会長 地元委員さん、残りの土地の状況は、どんなになっているか把握はされていないですか。

○4番 その差分については、うかつでしたけど、確認取れていないんですが。

電話で話した感じでは、とても愛郷心のある方で、どうしても自分でできないという判断から、地域で頑張っている——のところに譲りたいという気持ちのほうが強いです。どちらかというと譲渡人のほうが積極的に行動されていて、本来なら、これは農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転でも可能だったようなんです。

それも、特に譲渡人のほうが急いでやってほしいという意味合いで、農地法の適用のほうを選ば

れ、選択されたという状況です。

○藤井会長 分かりました。ぜひ地元委員さん、この残りの土地がどういう状況なのか確認していただいて、もし可能であれば、今回の譲受人さんに、同じように引き取ってもらえないか、ちょっと当たってみていただけないでしょうか。

○4番 また、——のほうにはお会いする機会があるので、その面も含めて相談したいと考えています。

○藤井会長 ぜひ、よろしくお願いします。じゃあ、そういうことで。それで駄目な場合にどうするかは、また別の方法を考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかに御意見ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。

議案第52号の2は、農地を譲り受けて、規模を拡大したいという申請です。

現地は、牟礼中学校から——程度を—のほうへ行ったところ、牟礼の—という地区にあります。

10月16日から17日にかけて、譲受人それから譲渡人から話を聞きましたので、その結果を報告します。

譲受人は、譲渡人の—に当たるそうです。一部については、既に——が耕作をしていたようです。もともと相続で取得されたようですが、—で住んでおられるので、なかなか管理ができないということで、今回、家も一緒に手放すということにされたようです。

資料の5ページ、例の田んぼと家の地図が出ていますが、その家も一緒に買って、更地にするとおっしゃっていましたから、一緒にどうかなということで。

譲渡人については、もう防府へ帰ってくることはないということでした。譲受人については、地域の篤農家です。大変、農業には一生懸命取り組まれているんですが、今回、規模を拡張したら、もうこれ以上は無理だと。「もうちょっと預かっちゃいけないですか」という話をしたら、「もう無理です」ということです。

農機具については、営農計画書に書いてあるとおりに倉庫にありました。ちょうど米の作業等が終わったところだったようで、まだ倉庫の中に米も積んであるという状況でした。

次に、農地法第3条第2項についてですが、1号については、御家族兩人で問題ないです。

それから、2号、3号は該当しません。4号についても該当しません。それから、5号、6号も該当しません。

7号については、既にその地域で営農されていますんで、特に問題はないと考えております。

皆様の御審議をよろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方は、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。

議案第52号の3は、農地を取得して就農したいという申請です。

現地は、牟礼出張所から—の方へ——程度行った牟礼——にあります。

議案書で確認されたら分かると思うんですが、牟礼が1件、あと江泊が6件です。

6筆の圃場になっていまして、本来は担当が別々なんですけど、今回は私が一緒に確認をさせていただきました。

10月16、17日にかけて、譲渡人・譲受人それから行政書士とお話を聞きました。

譲渡人についてですが、ここへお2人名前が出ているんですが、——ということでしたが。何回か電話をかけたんですが出ていただけないんで、行政書士に話を聞いて、一応、ほかの情報からも状況を大体把握しておりましたので、譲渡人とは話をしないままとなりました。

譲渡人についてですが、相続でこの土地を取得されたんですが、——ともう1人、——か——じゃったかと思うんですが、遠くのほうへお住まいで、全然こちらのことが分からないという状況のようです。管理もできないんで、とにかくどこかへ、どなたかに譲りたいということで、今回の話になったということです。

それから、譲受人についてですが、——の方なんですけど、防府に何か親戚か縁があるんですかという話を聞いたところ、それはないですということでしたが、ここが気に入ったので、ここで農業をしたいということで、引っ越してきますということでした。

新規就農ということになっているんですが、年齢を聞いたら——ということでしたが、私より若いので大丈夫だとは思いますが。農機具、全く持っていらっしゃらないんで、営農計画書にもトラクターだけが書きちゃったのかな。取得しますというふうに書いてあったんですが、この面積でそれでは無理ですよという話をしたところ、必要なものについては、隣の農家に相談をして今後買っ

ていきますということで、まずは草刈り機を買いますということでした。

草の管理が一番大変でしょうからという話をしたら、それはすぐ買いますということでしたので、その辺も大丈夫なんではないかと思います。

それからJAにも相談をしたいということでしたので、場所も大体説明をしておきましたし、ちょうど隣に、ちょうど春に新規就農が終わった方がいらっしゃるんですが、その方にも相談をしたいということです。

当面は果樹を植えたいということです。果樹とサツマイモを作りたいということです。

それから今後、引っ越してきて、家も同時に買われましたので、その家に引っ越してくるということなんですが。もし、いいところがあれば、今後も農地を取得したいということです。

ただ、御夫婦で引っ越してこられるんですが、農業に携われるのは御主人だけということですので、足りないところは雇用で対応しますという。当面は、今の状況は1人で、多分大丈夫だろうと思うんですが、将来大きくするんだったら雇用で対応していきますということでした。

現在は、何か事業をされているということで—のようです。会社のほうは従業員で任せても十分やっていけるんで、それは任せていきますというお返事でした。

ちょっと御本人に会っていないんで、電話で話ただけで、どんな方が分からないですから。さあ、できるのかできないのかというのは、大変判断が難しいところですが、話を聞く限りでは大丈夫ではないかなと思いました。

農地法第3条第2項についてですが、これも、どの号にも該当はしません。全部効率利用要件も1人で多分この辺りでやったら大丈夫なんかなという、機械を借りさえすれば大丈夫だろうと判断をいたしました。

この件はそういうことなんですが、ちょっと蛇足ですが。

先ほど話をしました新規就農がちょうど終わった方という、これも同じ、この地主さんです。突然、不動産屋が、契約しているんですが、借地の契約。突然、不動産屋が現れて買ってくれと。返事を3日以内にしてくれと。それができんにゃあ、もうこの先は契約を継続できんというような、すごく。制度を知らないんだろうと思うんですが、すごく強気な発言で来られたということで、この案件が出る前に相談を受けていたんですが。

そのほうは、市の農業振興課が間に入ってもらって、何とか片はついたんですが。御本人さんが年度末までぐらいには帰りますということで、話をつけたということになっています。

新規就農で借りてこっちへ来られた方が相続とかになったときには、そういうことが起こるというものも一応、情報としてお伝えをしておきます。大変困っておられます。どうしたらいいんですかって電話かけてきましたので、すぐ中間管理機構に連絡を取りましたし、どうなっちゃうんかという。契約を更新したばかりだったので、それでもそういうことを言う不動産屋がいるというこ

とを御報告しておきます。

この案件とは直接関係なかったんですが、以上で報告を終わります。審議よろしく願います。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方は願います。どうぞ。

○12番 12番の石田です。

今の、返せとかいう案件なんですけど、やっぱり借りていたら、すごく将来的には不安定だと思うんです。ですから、なるべく新規就農のお世話とかしてあげるときは、今、農地も、ただでもいいから引き取ってくれと。さっき言った相続放棄の制度でも、逆に、何か100万円ぐらい払わんにゃあ放棄できない時代なんで、50万円払うから引き取ってくれって、半額で済むからっていうケースも今から出てくると思うんです。

当然、ほぼただの時代なので、そういうふうに誘導してあげたほうが、将来安心して営農が継続できるんじゃないかなと今、聞きながら思いました。

○藤井会長 今回の件ですけれども、前もどこで話したんかな、議員さんと懇談会のときに話したんか。利用権の設定って、第3条と基盤強化法の2つがあるんですけれども。もともと第3条で利用権の設定しておったんですけれども、第3条っていうのは、どっちかという借手の権利が強い契約。

それから、年度の契約をしとっても、これ法定継続という契約。ほかっておいても、そのまんまずっと借手のほうに優先順位があって、借手がよっぽど賃料を払わないとか耕作放棄地、管理をしていないということを除いては、ずっと借手のほうに守られる。これが第3条の権利なんですけれども。

その後、国も農地を担い手に集積しなくちゃいけないということで、貸手が出しやすくするために基盤強化法というのをつくって、これは絶対に貸手のほうが強い権利で。契約更改は、もう契約日が来れば、有無を言わず継続をしなくてもいいという制度なんで。最近、出てきておるのが、そういった弊害なんです。

ですから、どうしてもこれ、代替地がないようなものに担い手が扱うときには、先ほど石田委員がおっしゃったように、もう利用権の設定じゃなくって所有権を移転するか、利用権を設定する場合がどうしても避けられない場合には、基盤強化法じゃなくって、第3条で何とかするという事しか、これ譲受人というか耕作者を守れないような気がしますので。

そうすると、第3条で守り通すと、また長い目で見ると、農地を貸す人が少なくなるという弊害も出てきますので、その辺はよく考えていかなくちゃいけない問題だと思いますけれども。

少なくとも担い手へ農地を集める場合には、できる限り所有権の移転も念頭にやるべきであるというふうには思います。

ちょっと別の話になったわけですがけれども、本来のこの議案につきまして、何か御意見があればお伺いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 これ1つ、私が気になるのが、譲渡人も譲受人も面識がなくて、譲受人も防府に特に親しい人がおられるわけじゃない。これ、どっからこの農地の情報なんか仕入れられたのかなというのが、ちょっと気になるんですけれども。どこか何かが間に入ったんですかね。

○2番 すみません。後から思ったんですけど、そこまで確認をせんじやったもので。

○藤井会長 新規就農者が入ってこられることは、もうありがたい話なんですけれども。どういった経路でから防府に白羽の矢が立ったのか、ぜひ知りたいと思いますので、また何かありましたら教えていただきたいと思います。

ほかに、何か御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 あともう一つ、この書き方の、表の見方なんですけれども。今回の場合、経営が3664ってなっておって、これが全部、今回、所有権の移転ですよ。

この下にある「貸付」が1,730ってあるのは、このうちの一部が貸付契約になっておったっていうふうに見るんですかね、これ。別に貸し付けておる農地が、ほかにあるっちゃうことですかね。

○事務局 事務局です。

こちらに関しては、1,730は、また別に借りている方がいらっしゃいます。

○藤井会長 それが今、石川委員がおっしゃった新規就農者のというような.....。

○事務局 そういうことです。

○藤井会長 というような見方でいいですね。

○事務局 はい。

○藤井会長 ですから、それも今回、所有権の移転が完了するから、全部処理できるという。この人の農地はということですね。

○事務局 そうです。

○藤井会長 分かりました。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして議案第53号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案説明の前に、修正がありますのでお伝えいたします。

受付番号2につきましては、資料25ページが差し替えとなっております。

受付番号3につきましては、当初、申請のありました3筆のうち1筆が取下げとなりました。これに伴いまして、資料27ページから32ページを差し替えさせていただきます。御確認をお願いいたします。

それでは、議案の御説明をいたします。

議案書は2ページ、資料は15ページからとなります。

議案第53号は、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は3件です。

この3件の転用目的の状況ですが、倉庫兼事務所駐車場が1件、自己用住宅が1件、資材置場が1件です。

受付番号1は、倉庫兼事務所駐車場です。資料は15ページになります。

農地区分は、集団農地面積18haの農地で、施行規則第54条に該当する第1種農地と判断します。

受付番号2は、自己用住宅です。資料は、21ページです。

農地区分は、集団農地面積37haの農地で、大道出張所から110mに位置する規則第43条第2号に該当する農地で、第3種農地と判断します。開発許可の申請中です。

受付番号3は、資材置場です。資料は、27ページになります。

農地区分は、集団農地面積4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。

議案第53号の1は、事業拡大のため農地を取得し、転用したりする案件です。

10月11日に、事務局と田村委員さんとで現地確認をして、譲り受ける———の方にお話を聞きました。

申請地の場所は、植松の———のすぐそばにあります。

資料の17ページを御覧ください。

薄い黄緑色のところが雑種地にして、昨年購入したということです。今回、残った農地も購入して、一体化して事務所や駐車場として利用されます。

申請地は、1種農地ですが、施行規則第54条農地面積割合3分の1以下というのが適用されます。

それから、営農への支障については、現在かなり荒れていまして、周りの農家にとっては助かると思います。

最後に排水計画ですが、汚水は合併浄化槽を利用いたしますが、地元の水利組合にも説明されております。

報告は以上です。皆さん、御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方は、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 14番の末廣です。

議案第53号の2は、第3種農地に自己用住宅を建てる案件で、議案書の21ページを御覧いただきたいと思います。

場所は、防府市役所の大道出張所の————のところです。

南部海岸道路に面しておるところですが、現地確認をこの間、10月11日に事務局3名と、原田小委員長と私のほうで行いました。

ただ、当日、譲渡人の奥さんに話を伺いましたし、14日に、譲受人の代理人の方に話をお伺いしました。

この件は、今回、譲受人が————へ、台道に家を建てたいということで、————からこの土地を紹介されたということです。

譲渡人は年を取って、年といってもまだ————ですが、旦那のほうは——ですが。年を取ってきて、まだほかに1反ぐらい畑があるということで、この土地を売る気になったようです。

ちなみに、譲受人の——の——が——に住んでいらっしゃいますんで、子供の面倒も見てもらえるということで、こちらになったようでございます。

皆様方の御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方は、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。

本案件ですが、上右田の——にある農地、——と——が所有する農地2枚を、——が取得し資材置場にしようとするものでございます。

参考資料のほうは、今日配られた、この紙の3枚目です。後ろからになります。

実は、どういういきさつかと申しますと、これ、今まで担い手の——という方が稲作をしておられたんですけど、返す方向として辞めますと、今、ちょうど稲植わっているんですけど、それ刈ったら、もう返しますということで。遠方におられるんで、お2方とも、困ったなあということ

で。今回、取消しになった——というのが、すぐへりに住んでおられるんですけど、この方にそれを言うて、——に、じゃあ話をすればということで、ちょうど事業拡大に伴い、敷地拡張したかったってということで、話がついたようでございます。現地に行ったところ、この前、転用されたのが1年ちょっと前かなので。

ただ、ここは田んぼを返されても、なかなか水の便も悪いし、ほかに引き受け手もないだろうなと思っておりますので、地元委員としては致し方ないかなと思っております。

皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 私も現地、見に行ったんですけども、大きな田んぼでもったいないなという気がするんで、できれば——が受けてくれれば、一番よかったかなというふうに思っておるんですけども。（発言する者あり）はい。

大体、今回のこれで一通り、川に囲まれた面積は転用が終わるじゃろうというふうに思いますので、ある意味、致し方ないかなという思いでは現地を確認いたしました。

ほかに何か、御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして議案第54号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第54号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書の3ページから内容を記載しておりますので、御覧ください。

議案第54号につきましては、令和4年10月26日公告の利用権設定予定の利用権設定申請が10件提出されております。

農地の集積面積は、2万6,839m²でございます。

内容といたしましては、使用貸借権の設定が9件、賃貸借権の設定が1件となっています。計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。地元委員さんをはじめ御意見がある方は、その都度、発言していただきたいというふうに思います。

まず目を通していただいて、御意見があればお願いいたします。どうぞ。

○11番 すみません、11番の池田です。

先ほどの農地法の経営面積の拡張、農地法の第3条と、今、この基盤強化法の第19条と2種類あるということで。この基盤強化法は、担当委員は現地、全く見ていないわけです。

今回も私のエリアで鈴屋地区あるいは今、反対側の横木委員のところでは久兼地区とかあるんですけど。

譲受人が地元の方じゃあ、どちらもないんですけど。こういうのは、もう要件っていうのは、事務局のほうで確認しておられるということですか。就労日数とかああいう、機械の状況とか、どういうふうに来られるんか、地元の方じゃないですから。そういうのは聞いておられるちゃうことですか。

○事務局 事務局のほうではそういったことは聞かなくて、この集積計画自体を農林水産振興課のほうで作成しておりますので、特にこちらのほうは、計画を受けてもそのまま上程するような格好になっております。

なので、審査のほうは農林水産振興課のほうで、窓口で審査をしております。

○11番 分かりました。

○藤井会長 もう、ええ。

○12番 今の件なんですけど。————、——のことだと思うんですけど。これ実質的に、—————とって—にお住まいの方が作られて、名義上は——の名前で経営されているということで。——が認定農業者になっておられるので、こういう風に名前はなっているっていうことになると思います。

○藤井会長 今、話がありましたように、基盤強化法は農林水産振興課のほうで窓口になってやっていますんで、基本的には向こうで審査して、ここに上がるという形になっておるんですけども。

私も前々から、それでええのかなという思いも若干、持っていました。少なからずここに上がる前に、農林水産振興課に話が行ったときに、地元委員さんに一言ぐらい何か、情報が流れてもええんじゃないかなという思いを持っておるんですけど。

その辺のところは、この法律がどういう絡みになっておるのか、ちょっと分かりませんが、もし可能ならば、事前に。事前というか、申告が向こうのほうで審査されるときに、農業委員にもちょっと情報を頂ければなという思いをしておるんですけども。

どうですかね。可能ならば、その辺、頂くような方法に、できればしたいなという思いはあるんですが。事務局、これ、どうなんですかね。

○事務局 実際、あちらの手続的に契約書の締め日があるんですけども、農業委員会の締切日と一緒ににはなっているんですけども、契約書を締めた時点で、そのまま議案に上がるような格好になるので。日数的にちょっと。

○藤井会長 届出というか、申請が出たときに一言ぐらい、農業委員さんの耳に入るような形は取れませんかね、向こうに。

○事務局 ちなみに、確認は申請書が出たタイミングですか。

○藤井会長 向こうは、いきなり申請書が出てから、それを審査してから、通すか通さんかを判断するだけなんですかね。

○事務局 それに近いです。実際、その申請書を受けた時点で、添付資料があるかとか、そういうのを見て、それで受けることになるので。事前に、更新とかであれば分かるんですけども。

○藤井会長 でも、結局ここに係ってくるということは、ここで審議して、駄目だということになれば、これ通らないわけでしょ。

○事務局 そうですね、審議というか、そうですね。意見を。

○藤井会長 報告事項じゃあないわけじゃから。

○事務局 意見が出れば、その意見を付してお返しするっていうような格好になるので。そもそも……。

○藤井会長 だから、いきなりここで、事前にこの資料は行っておるにしても、なるべく早い時期に地元委員さんには情報が流れておって、この場では十分情報を仕入れて出てきていただくべきだと

思うんですよ。そこで判断するべきだと思いますんで。

向こうに出た段階でもいいですから、こちらに情報を頂けるような形を取りたいと思うんですけども。

○事務局 そうですね、ちょっと相談してみようと思うんですけども。

そもそも否決されるようなものは、そもそも審議には上がってこないのはあるんですけども。

そもそも集積計画の要件に至っていないものは、そもそも議案には上がってきませんので。

○藤井会長 どうぞ。

○12番 すみません、農林水産振興課のほうは、たしかこれ、相談を受けて、そこから契約書の様式を市からも作って、印鑑を押してもらって、機構に送ってみたいな手続があるんで。それを、書類作ったりするまでに、そういう段階が結構あるので、全く話がするのが無理かという無理じゃないと思うんですよ。結構、その間の時間はありますね、大体いつも。僕も何回かやったけど。

○藤井会長 ちょっと確認してみてください。

○事務局 分かりました。

○10番 10番の吉本です。

今月から利用権の設定、以前は、第18条という形で出てきたんですよ、先月までは。今月から利用権の設定を農地法だけど、今度は基盤強化法というのにも該当するから、今月から第19条という形で提案されたんですよ。

やることは一緒と思うんです。私も以前、利用権設定っていうことで、これは地主と借主がお互いに契約行為をするんです。まあ、賃貸か、貸借かっていうの。それで、農林水産振興課はその満期通知とかするだけで、事務的に処理をするんです。

事務局に聞きたいのは、なぜ今月から第19条ということになって第18条がなくなったんですか。それだけです。

○事務局 これ、タイトルなんですけれども、基盤強化法第19条というふうになっていると思うんですが、その下に、ちょっと小さい字で書いてあるんですけども、「次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。」の下に、「基盤強化法第18条第1項の規定による」というふうに書いてありまして。

先月といいますか、先々月までは基盤法第18条という言い方をしていたと思うんですけども、基盤法第18条というのは、農用地利用集積計画について審査というか意見を求めますよという条項で、基盤法第19条というのは、その農用地利用集積計画を、その後、公告をしないといけないんですけども、その公告の条項が19条っていうふうになっています。

なので、第18条の後、第19条っていうことになるんですけども。これが、システムが全国的な分に統一されて、公告のほうのタイトルが出てしまうみたいなんです。第19条のほうです。

なので、中身を見たら第18条第1項の集積計画案ってということなので、やっていることは全く同じです。ちょっと、タイトルが全国の統一版になってから変わったといえますか。

○藤井会長 よろしいですか。

○10番 はい、いいです。

○事務局 また、その条項をお見せしたら、ちょっと分かりやすいかなと思いますので、御用意はしておきます。

○藤井会長 先月から、この要綱でから皆さんにお示しするようになりましたので、いろいろ見慣れない形ですから、慣れていただくのに時間がかかろうかと思えますけれども、ぜひこれで慣れていただきたいというふうに思います。

先ほど事務局でもちょっと指摘したんですけれども、これでは。従来ならば新規か更新か分かったんですけれども、今回のこの様式では、それも出ないようになりましたので。その辺のところは、ちょっと御了承いただきたいというふうに思います。

ほかに何かございますか。何か御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようですので、じゃあ採決に入りたいと思います。議案第54号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第54号は承認いたします。

続きまして議案第55号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明いたします。

令和5年度防府市農業施策等に関する意見書について、9月の月例総会で案をお示したところですが、その後、皆様方から寄せられました御意見を反映しまして、一部修正を加えたものを、先にお配りしております。

そこで、皆様にお配りした後に、8番の河川整備事業の実施について、こちらの内容について提案されました委員さんに、内容につきまして再度確認をいたしましたところ、要望の内容といたしましては、須川上流の全体の浚渫及び補修工事というよりは、玉祖壕への取り込み口部分の浚渫工事を実施してほしいということが分かりましたので、現在お手元にお配りしております8番の枠の中に囲ってある内容につきまして、玉祖壕への取り込み口部分の浚渫工事の実施というふうに変えさせていただきたいと思えます。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方は、お願いします。どうぞ。

○11番 11番の池田です。

今の8番なんですけど、これ当然、意見というか要望で挙げるようなということで、それ1つの考え方ですけど。

一番最初のページの、市長宛てに出す鑑のところへ、この文は農業委員会等に関する法律第38条に基づき云々というのがありますね。この第38条、これは農地利用集積に関係しておることということで、それはいいと思います。

ですから、何らかの価格の補助とか、そういうのも皆、関連しておるわけなんですけど、農業辞める人が出るから。

この8案ですが、私の感じでは、こういうのは、要望事項になって、かなりこういうことが出てくるんじゃないかと、私どものほうは、樋で破れているところがあるんですけど、それは農林漁港整備課のほうにも言うてあるんですけどね、それぞれが。段階で言うてあるんですけど。機会から言うてあるんですけど。

こういうのを挙げていくのはどうなんかなと、ちょっと私なりの感想なんですけど、ほかの方の意見。

○藤井会長 どうですか、皆さん。どうぞ。

○12番 12番、石田ですけど。

こういうのって、多分、前々から言われているけど、なかなかやってもらえないから、またさらに言うということで。

要望というのは、1回言うて駄目でも、何回も何回もしつこく、しつこく言わないと、もういいんだろうというふうに、いいように解釈されてしまうので、こういう機会があれば、そういうのも含めて、ほかもあれば含めて、ずらっと書いておいたほうが、可能性的には広がるんじゃないかなと。せっかくの機会なので年2回しかないの。

せっかく委員もしてくださっているの、そういう状況も分かったわけなんですけど、ここは個人的にはと思いますけど。

○藤井会長 いやいや、要望そのものは、そういう機会があると言うべきなんだろうでしょうけども。

先ほど委員がおっしゃったのは、農業委員の会としての建議の内容としてどうかということだろうと思うんですけど、こういった農業振興とか何か、価格の問題とかいろいろ含めて、ちょっと定義が違うんじゃないかという指摘だろうと思うんですけども、そういう意味じゃないですか。

○11番 ちょっとそんな感じなんですけど、受けたのが、どうして農地利用集積、今まで私も知らなかったの、今、見てみると農地利用集積だから、それに何らかの形で関連、農地面積がないと、水がないと農地、辞めるっちゃう人も増えるから考え方になると思いますけど。その辺をちょっと思っただけです。別にどうのこうのというあれじゃないです。

○藤井会長 一方で、石田委員がおっしゃったように、これ、しつこく言わなくちゃ駄目ですよ、こういうことに挙げることによって、何らかの順番がついておるものが早まったりすることも可能ですので。事あるごとに言うべきだとは思いますが。

ただ、この場で言うべきことであるかどうかは、ちょっと皆さんに確認していただいて。言うべきことの中に入るんだっていうふうにおっしゃるのなら、当然、今までどおりにやりますし。ちょっと、こういうのは別の機会に言うべきじゃないかということになりゃあ、それで判断させていただきたいんですけども。

どうですか。こういう機会と一緒に要望しても、問題ないということではよろしいですか。

確かに、どっかで線を引かないと、「あそこのあの箇所を修理してくれ」っていうのが、どんどん並ぶようなことにもなりかねませんので。どうぞ。

○6番 6番の倉重です。

私は、8番の河川整備事業の実施について、これ、こういうところで議論するのは賛成です。

何でもかという、私らのところでちょっと困った問題がありまして。例えば、こういう河川で水がないために、田んぼの耕作を諦めると、結果的に荒れると。そういう事態も発生しております。

ですから、こういうのは、田を守るという観点からも議論していいんじゃないかと思います。

以上です。

○藤井会長 ありがとうございます。どうぞ。

○13番 大崎地区、高井地区を担当しています熊安です。

この大崎の須川の上流って、今、新規就農の方が水田を作りたいって、何かすごくいろいろ土地を買って、頑張っていらっしゃるんです。

でも、昔はあそこが水田で稲作ができていたんですが、いつかの、もう大分前になるんですが、山崩れがあって、それで川が全部潰れたみたいなんです。全体的に。

それで、そこのところの水田の場所を買ったけど、稲作ができないということを、ちょっと嘆いていらっしゃいました。

だから、結構広いところでしたので、そこが、その上流のほうとか下流のほうきれいになれば、稲作をどんどんされるんじゃないかなと思います。放棄地にならなくていいんじゃないかなと思っています。

○藤井会長 これ、事務局、現場は上流のほうもそういう状況だったんですか。これ、上流だったら、今度は県の権限の要望になるわけですよ。

○事務局 下流が県河川になります。

○藤井会長 下流が。

○事務局 佐波川から県立総合医療センターに抜ける道というか、太い道ぐらいまでが県河川で、そ

れより上流が市の普通河川になるので、横線、ここの方からです。

だから、ここの部分について、特に今言われているのは取り込み口が多分、今2か所、ちょうどその県との境のところに2か所、約四、五十mぐらいあるということなんで。その浚渫を特にやってほしいというお話でしたので、この件については、これで出されているのであれば、それで要望を出していきたいなと思っております。

- 12番 もう一点だけ、これ言ったほうがいいかなと思うのは、今、土砂の浚渫とか緊急自然災害防止対策事業というので、市のお金3割でできる事業で大体やっているのでも水害対策ということで、いつだったかな、もうちょっとで終わると思うんですね。早めに言うておかないと、またできないうちゅうふうになってしまうので。なるべく早く予算要望して、やってもらったほうがいいんじゃないかなと。じゃないと、なかなかやりにくくなると思うので。

○藤井会長 それ、3割というのは。

- 6番 市の負担が3割。普通は、全額市の負担でやらないといけないんで、ほとんど、浚渫ができなかったんです。今まで。水害の後、21年の水害の後も。

これが、国がいい制度をつくってくれたので、市の負担が3割でできるようになったので.....。

○藤井会長 7割が国、県ということ。

- 6番 そうそう。なので、早く言うておいたほうがいいと思います。

○藤井会長 分かりました。どうぞ。

- 15番 15番林です。

私も、この意見書をこの前、預かって見まして、今、8番で皆さん問題になっておるんですけど、私もちょっと引っかけたんですけど。

この、「大崎地区を流れる須川上流」とか、これ言葉の文言を変えたほうがいいんじゃないかなと。これ特定をしていますよね。そうすると、先ほどにも自分の地域でもあるっておっしゃいましたよね。そういう人がいらっしゃる地域があるんで、その辺を、ちょっと文言を変えて、上程されるのであれば私はいいのかなと思って。

これ特定しているので、私は、ちょっといかがなものかなと思っております。

以上です。

- 藤井会長 ありがとうございます。ほかの御意見はどうですか。

物事を頼むときに、依頼するときに、これ特定の言葉で、場所をして具体的に言うたほうが効果がある面は当然あるんですね。

ただ、そうすると、先ほども私、言うたように、いろんな箇所のをいっぱい載せなくちゃいけないことになるんで。その辺の兼ね合いが一番難しいことなんだろうというふうに思うんです。

私もこの辺が引っかけられておまして、特定できないような形で、文章で依頼しながら、これを

実際に市長と面談するわけですから、そのときに具体的な箇所を示すのもありかなという思いでもおるんですけれども。

その辺のところを含めて、皆さんの御意見をちょっとまとめたいと思いますけれども。どうぞ。

○1番 1番の池田です。

以前、私も————の頃に出席したことあるんですけど、やっぱりそのときにも、こういう、今、会長さんがおっしゃったように、一般的な感じで書いては私、いたんですけど。

ちょうどその場にいましたから、「どういうことかね」って言われて、「こうこうこうで、こういうところでこうなんです」って言ったら、「それは池田さんが死んだら大変じゃない」。農道が狭かって、水路と、それでトラクターで通っても転びそうなんです。それを言ったら、「トラクターが落ちる前に私も落ちて、トラクターが上から落ちてきて死にます」って言ったんですよ。

そうしたら、すぐ終了した後、農林水産政策課のほうへ行って、市長さん代理ですけど担当の方、行かれて。一緒に、どうですかって調べてくださいました。

できないって言われました。できないけど、また地元の委員さんが、じゃあこういう土地改良区のほうですかね、そのほうの支援でやりましょうというふうに言ってくださいました。

だから、やっぱり今おっしゃったように、各地域であるけど、せつかく出されたんですから、そこで説明されたらいいんじゃないかなと思います。御当人は出れないかもしれないけど、説明されたら、あわよくばできるかもしれないし。それを会長さんのほうで頑張ってください。

○藤井会長 どうですかね、皆さん。ほかには。

○4番 4番の関谷です。

今、言われたように、一般的なことを前置きとして載せられて、その一例として「大崎地区を流れる」というような表記の仕方をされたほうが言いやすいんじゃないかと。これ、毎年使い回してきるので、考えようによってはです。

だから、一般的な要望事項の中にこれを含めると、全体的なものをまず頭につけて、そういうやり方のほうが望ましいんじゃないかと考えます。

○藤井会長 ありがとうございます。どうですか。ほかの皆さん。

じゃあ、もう一回確認ですけど、ここに載せるのは、ある程度一般的な書き方をして、今、関谷委員がおっしゃったように、例えばという形で書くのか、そこまでも書かずに、私が直接面談するときに、具体的なことをどこまで話すかっていう形にするか、どちらかになるんですけど。どうぞ。

○10番 10番の吉本です。

市長に対する要望ということで、今、国会中継とかいろいろやっていますよね。私はもう具体的に、市の段階ですからね。たまたま、ここはもう喫緊の課題だから、真っ先に要望として上がった

んですけど。

突破口として、やはり具体的に、私は書いたほうがいいと思います。今の国会討論、抽象的に話をして、具体的にどうするかっちゃうのは全く出てこんででしょう。だから、そうでなくて、私たちはやっぱり困っとるんだと。

今、熊安さんが言われたように、そういう要望者がいらっしゃるのに、やっぱり水が来んから困っておるんだということで。私は具体的に、やっぱり市の段階はこういう話をしてもいいと思います。意見です。

以上です。

○藤井会長 どうですか。

○12番 ———ですかね。

○藤井会長 え。

○12番 ———。

○藤井会長 ———ところ（「———でしょう」と呼ぶ者あり）

○12番 そうであれば、いつもここの玉祖土地改良区とか江良自治会とかで話が出るのが、この河川のもうちょっと上流に、三面張りに全然なっていない市のエリアがあるんですよ。ここが、やっぱり管理がすごく大変だということで、これを防災公園とか、今度、圃場整備の話なんかも、ここ、しているんですけど。それに合わせてやってほしいという話もあるので、それを盛り込まれて特定して出せば、もっといいのかなと。浚渫プラスそれです。

——、いつもそれ、結構言われているので。今がそういう話になっておかないと、圃場整備か、もしくは防災公園に併せてやっておかないと、多分、永遠にできないと思うんで。それも併せて書いてもらったほうがいいと思います。

○藤井会長 分かりました。では、それぞれの考えがあってから、まとまりがありませんのでね。（笑声）今日、ちょっと皆さん、採決させてくださいよ。

基本的には、特定できないような書き方をするけれども、今回のように、具体的に喫緊の課題があるときにはその限りじゃなくて、具体例を出して記すると。

普通の場合には一般的なことを書いて、それぞれ皆さん方のいろんな意見を聞きながら、市長と直接会ったときに具体的に話すか。その中で特に重要な、今回みたいなことが出てくれば、より具体的にするというような形にしてはどうかと思うんですけど。

今回の場合には、そこまで困っている方が多いんですから、具体的に書こうじゃないかということで、どうですか。

それでも具体的にするほうじゃないという方がいられば、また意見を聞きたいと思うんですけれども。

今の方向で承認いただける方は、ちょっと挙手いただけないでしょうか。いいですか。

だから、もう一回整理します。基本的には一般的な書き方をすると、ここで皆さんに協議して、今回の場合には具体的にしたほうがいいんだというようなことになれば、具体的な書き方をすると。

それ以外の場合には、あくまでも一般的な書き方をして、直接、面談のときに具体的な場所を指摘するというだけでいきたいと思いますので。

今回の場合には、ちょっと書き文は石田委員の話もあって、どこまで要求するかは、ちょっとこちらのほうで考えさせてください。基本的には、今回の先ほど事務局が説明したことを盛り込んでいきたいと思いますので、それをお願いします。

ほかに御意見はございませんか。

今、せっかくこの話が出たので、ちょっと申し上げておきますけれども。各要求項目を具体的にどこまで書くかということも必要があるかという意見もあろうかと思うんですけれども。これ、具体的に書けば書くほど、市の返事はイエスかノーかになりますんで。こういった趣旨でこういうことをお願いするんだというような書き方も、ちょっと考えておかなくちゃいけないかなというふうにして。それを基本に、今回のこれをつくっておるんで。これをもっと具体的に書くべきだという意見があれば、お話、聞かせてさせていただきたいと思うんですけれども。

あと、これは別で説明あるんか、ないんか。レーザーレベラーの件は。アンケート結果は。

○事務局 一応、レーザーレベラーの結果の取りまとめを、情報提供ということでお渡ししたただけなので、特に御説明は.....。

○藤井会長 はいはい、ついでにこれも、じゃあ見てください。これ、レンタルの中に、先ほど言うたように、具体的に要望するときに話を出していいものかということも、ちょっと僕の頭にも少しありますんで。

この、今、お手元に配っておる、レーザーレベラーの皆さんのアンケート結果。これを見ていただいて、こういう状況です。前向きに検討したらええのかどうかということも含めて、御意見いただければと思います。何かありますか。

○12番 何回も申し訳ないですけど。今回の機械のようなときは具体的に書かないと、ちょっと、やっぱり向こうも何を望んでいるのかが把握しにくいので、そのほうがいいと思うんですけど。タイトルは抽象的でいいと思うんですけど。

例えば、今まで農機レンタルというのを散々求めてきて、市が何をやったかといえば、最初は絶対使われんじやろうタマネギのレンタルを買ったんですよね。

次にやったのが、今度は公社にコンバインを入れると。今は、はあレンタルという名前自体がなくなったけど、市の施策になったということで。

だから、本当に具体的に言わないと、向こうは向こうでやったつもりになっているんですよね、それで。やってないのに。こちらが求めていることを全くやっていないのに。

なので、そういう起こってきたんで、今までも。今度は物によっては、今回みたいなレーザーレベラーみたいなときには、本当に具体的に、その機械で、この大きさでとかいうところまで、やっぱり言うたほうが分かりやすいと思います。

○藤井会長　でも、少しはそういう具体的なことも大事なんですけれども、少しは含みを持たせておかないと。それだけで行くと、それがもう駄目、イエスかノーかになってしまうと、レンタルそのものが何も前に進まなくなる可能性もありますんでね。その辺のところは、ちょっと注意していかなくちゃいけないなど。

市長に通す前に、農林水産振興課とも十分、具体的な打合せをしてから進めていく必要があると思いますので。書く、書かんは別にして、ここで皆さんの御意見の中に具体的なものがあれば、ぜひ盛り込んでほしいというものがあれば、今、お聞きしておきたいと思いますので。

そうですね、レーザーレベラーに関しては、私も自分では使ったことがない。私の8反ばかりの田んぼに、———にお願いしてやったことがあるんですけれども。———に依頼すると、1反5万円か。5万円かかるんですよ。

これは、畦畔を外すとかそういう作業ではなかったんで。ただ1枚の田に高低差があったから、それを平らにしてほしいということでやったんですけれども。

ある程度は平らにはなりましたけれども。これ、よっぽど平らに、均平にしようと思うと、かなり綿密にやらないと平らにならない。時間をかけないと平らにならないっていうふうな状況です。かければ、平らになるんです。

それで、この前もレーザーレベラーの会社の営業マンをちょっと呼んで話をしたんですけれども。

3m幅のレーザーレベラー機なんですけれども、少なくとも50馬力、最低でも50馬力以上のトラクターじゃないと、効率が上がらないと。土を移動させる量が限られますので、できれば70馬力、90馬力のトラクターのほうがいいということになるわけで。現在、公社が持つておるトラクターの一番大きいのは35馬力くらいだったかな。

そんなもんで、買うとなると、これセットで、トラクターの60か70馬力を買わなくちゃいけない。それで、レーザーレベラー自体は450万円ぐらいです。だから、60馬力ぐらいのトラクターを買うと、もう600万円から700万円ぐらいかかるわけです。その辺のところも、同時にはちょっと念頭に入れて導入しなくちゃいけないということです。

それで、もう一つは、操作自体は簡単なんですけれども、やっぱりこれ、慣れることが大事なわけで。全国各地にレーザーレベラーの作業受託をされておる機関があるんですけれども、基本的に

はオペレーターつきだと。個人でリース、レンタル事業には、ちょっと向かないということでした。

もう一つは、料金設定についても、1反幾らとかいうような受け方では、ちょっと成り立たないと。時間幾らだとかいう形にならないと、田んぼによって、圃場によって難易度が全然違うんで。1反幾らというような設定は難しいんじゃないかというようなお話でした。

その辺のところも含めて、いろいろこれから市とも詰めていかなくちやいけないというのが、レーザーレベラーの導入に関する問題点です。

それを含めて、ほかに何か今の建議の中で、意見があればお聞きしたいと思います。何か。

○12番 やっぱ、このレーザーレベラー、個人の、防府ぐらいの規模の法人、集落営農法人とかじゃ、やっぱり自分のところで買うのは難しいと思うんですけど。地元合意が取れば、やっていこうじゃないかというような、すごく前向きな話もされているので。

圃場整備したら安定するまでに、いつときかかるので。土地が落ち着くまで。なんぼでも活躍の場はあるので、当然入れるべきで。

いろんな面で、料金も公社、採算出さんにやいけんみたいなことは行政はよく言うんですよ。こういう機械のレンタル料、請負作業料金とかそんなんでは採算を合わす。いかにプラマイゼロにするかというところを目指すことが多い、そういう姿勢を行政が言うことが多いんですけども。

そうじゃなくて、ちゃんと農地を守ってくれているんだから、そこは公のお金を入れても何ら問題ない。日本ほど農業支援してない国は先進国ではないわけですから。

この前、ちょっと——の農業公社、結構いろんな機械をそろえてやられていたんですけど。大体、年間3,000万円ぐらい市からもらえれば、今の規模が維持できる。

3,000万円ほどは、防府市はよう出さんとは思んですけど、毎年1,000万円とか1,500万円くらいかは、どうにかならんかなと。

○藤井会長 ——。

○12番 ——。——の。視察でちょっと行かせてもらって.....。

○藤井会長 それは何、公益社団法人なの。会社なの。一般なの公益なの。

○12番 そこは聞いていないんだけど。農協から1人出向で、市からも1人出向で。

○藤井会長 それでも、どっちは分からんね。

○12番 そうですね。だから.....。

○藤井会長 防府の農業公社も今は公益社団法人ですからね。いろいろ事業を行うにも縛りがあるし、利益も上げる活動は基本できませんので。

ですから、そろそろ一般社団法人に移行も考えなくちやいけないという意見も出ておるんですけど。ちょっとその辺も含めて、——なんかはどういうことをやっておるのかも、もうちょっと勉強し

て。

○12番　ただ、市のほうはお金を出したくないので、削らせろ、削らせろって、常に圧力をかけている。

○藤井会長　機械の導入に関しては、市は補助を出してくれるわけですから。もう運営のほうは公社のほうの中で賄える設定をしていけば、ええわけね。機械の導入費まで農家に負担かけるようなことはないんで、本当に考えていかなくちゃいけないと思うんですけれども。

分かりました。その辺のところは、ちょっと検討させていただきます。要望させていただきます。

ほかに、レンタルに関して何かありますか。

もう、あまり野菜を作ったことがないから分からないんですけれども、野菜農家の皆さん、ある人から聞いたのは、暗渠排水をちょっとどうかしてほしいと。穴を掘る機械ぐらいを公社が持つておって貸してほしいとかいうような意見も、ちらほら聞くことがあるんですけれども。

それは、どういった機械をそろえて、どうすれば賄えるものなんですかね。やっぱり、プラウか何かでひっくり返さなきゃ駄目なんですかね。

レンタルにしても、いろいろ必要なものはあると思うんですけれども、いまいちその辺の情報が集まりにくくて。具体的に何が皆さんに必要とされておるのか。どういったものをそろえれば。米、麦以外でも意見があるのか。（発言する者あり）畑の暗渠ぐらいのやつ。

○2番　そうです。畑の暗渠にユンボで掘って、しだいて。私は昔やった。ただ.....

○藤井会長　でも、ユンボなんかでから、ごそごそすると、がちがちになるでしょう。

○2番　でも、暗渠をトラクターで耕したら、どうにかなります。

○藤井会長　うーん。

○12番　一番最後につけているのは、過去に農協の青壮年部の役員会で話してもらって、もう二、三年前ですか、レンタルのことを言いよった頃、強く訴えたところに役員会で話してもらって、どういうもんがあったら自分らが助かったと思うかっていうことで、聞いたことがあるみたいです。半分以上が。一番最後に出ています。バックホーとか大型モアとか。

○藤井会長　だから、これは結構、稲作とか大きい農家でしょう。ちょっとした、「とれたて満菜」なんかに出されておる農家が、いろいろ他品目作られておる方が、こういうのがあって、公社でからレンタルできるとありがたいなとかいうレベルのもののほうが、よっぽど僕、需要があるんじゃないかなと思うんですよ。

そういったものって何があるんかなって。ただレンタルをどうかしてくれて、してくれて市に言うても、漠然としてなかなか困るんで。

なかなか何かの形でから耕作するのに、何が借りられれば便利だとかいうのはありますか。

○3番 今、最近使っているのはユンボなんです。ユンボも、大きい石が今、出てくるところがあって、それでユンボを使っているんですけど、僕が借りて運転するわけじゃなくて、運転手、そのユンボを使う人に石を掘ってくれというふうにして、借りてやっています。

ほかの機械とかは、もう既に全部そろってまして。何が要るかといったら別に何も要らなくて。農機レンタルは、別に僕は必要ないという段階です。

だから、もう五、六年たった農家も、機械自体、普通そろっているんじゃないかなと思って。今、要るとしたら、ユンボを使っているっていうぐらいです。

○12番 例えば、自分が今そろえたけど、例えば使用頻度が低いものとか、時期が重ならんようなとか、本当はこれ買わんでもえかったなあっていうものって、あると思うんですよ。時期も選ばず。そういうものじゃないですかね、要望するとしたら。わざわざ1軒ずつが買わんでもよかったのにと。

○藤井会長 そういった畑作農家で必要なもののほうが、稲作農家で必要なものと比べて時期が分散することができるんで、レンタルの需要も利用価値もあると思うんですよ。

稲作農家の田植え機とかコンバインとかいうのは、時期が集中するんで、1台や2台そろえただけじゃあ、とてもじゃない需要には追いつかないし、1年間を通してみると無駄が生じる可能性が多いんで。できれば、そういうものを避けたいという思いがありますんで。

だから前、果樹なんかで言われておった、あれなんかは結構、回し使いができるんですよ。草刈り機。（発言する者あり）ああいうのは、果樹農家なんかは結構需要があって、作期がばらばらで使い道があるんですか。

○6番 果樹農家自体少ないんですけど、あれば確かにこれ、1反当たり3時間ぐらいかかるんで、ハンマーサイズモアのほうは多分、1時間ぐらいかかると思います。我々も全然.....。

○藤井会長 今、果樹農家は持っていない方が多いんですか。

○6番 ほとんど持っていないです。

ただ、天神みかんなんかまいてやってからもう草がおらんようにしちよって人は、おってんで。そういうのが天神みかんが盛んになれば、少なくなるかなあとは思いますが。でも、あったほうがええです。

以上です。

○藤井会長 ほかに何かありませんかね。

もうこの件につきましては、今もし、なくっても、これ25日でしたかね。（「25日」と呼ぶ者あり）それが建議に行う日ですので。ここまでで皆さん、いろいろ何か思いがあれば、また教えていただければ、直接そのときに話に上げてみたいと思いますので、何かあればよろしくお願いします。

それから、あくまでも今回、具体的にはそういうことは書きませんので。レーザーレベラーのことは、もうちょっと詰めてみたいと思います。

ほかに、建議全体で何かございませんか。

収入保険の補助の件はいろいろ考えたんですけれども、取りあえず載せようじゃないかという方向で今回挙げたんですけれども。よろしいでしょうかね、それで。

今、山口県の市町で収入保険の掛け金を半額補助していますのが、長門、萩、田布施、その3市町は掛け金、半分補助をしています。

ですから、今年に限って言えば、国の補助が半分ありますんで、ゼロということですね。その3市町は。そういう状況になっておるようです。

防府市も前から言っておるんですけど、なかなか腰が重いんで、再度お願いはしようというふうには思っています。

ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それじゃあ、これで進めさせていただきます。

一応、採決させてください。議案第55号を承認いただける方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第55号を承認いたします。

続きまして、報告事項が第66号から第72号までございます。目を通して、見ていただいて、意見があればお願いしたいと思います。

何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、以上で議案審議は閉じたいというふうに思います。

午後3時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年10月19日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員